

株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成16年11月 第2回訂正分)

国際石油開発株式会社

ブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年11月8日に関東財務局長に提出し、平成16年11月9日にその届出の効力が生じております。

株式売出届出目論見書の訂正理由

平成16年10月12日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年10月25日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し249,201株の売出しの条件並びにその他この売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年11月8日に決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するとともに記載内容の一部についても訂正が必要となったため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成16年11月8日に決定された売出価格(465,000円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下、「第2 売出要項」において「引受人」といいます。)は下記売出人から買取引受を行い、当該売出価格で売出しを行います。

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「111,517,447,500」を「115,878,465,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「111,517,447,500」を「115,878,465,000」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 2 売出人たる石油公団は、国内外合計で普通株式343,725株(以下、「総売出数」といいます。)を売出しにより売却します。上記の売出数は、そのうち国内における売出し(以下「国内売出し」といいます。)にかかるものであります。国内売出しと同時に欧州及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国においては、1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売のみといたします。)において94,524株の売出し(以下、「海外売出し」といい、国内売出しと併せて「本売出し」又は「グローバル・オファリング」といいます。)が行われます。また、本売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。
- 3 海外売出しについてはDaiwa Securities SMBC Europe Limited、Goldman Sachs International、Citigroup Global Markets Limited及びNomura International plcを海外共同主幹事引受会社とする海外幹事引受会社の総額個別買取引受による売出しを行います。
- 4 本売出しにあたり、売出人たる石油公団は、利害関係を有しない独立した者からなる株式等評価委員会の決定する最低売却価格を設定することとなっております。
- 5 本売出しにあたり、売出人たる石油公団は、石油公団法第29条に基づき経済産業大臣の認可を必要としております。なお、同法第35条により、かかる認可をしようとするとき、経済産業大臣は財務大臣と協議しなければならないものとされております。
- 6 本売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第一部 証券情報、第3 募集又は売出しに関する特別記載事項、3 ロックアップについて」の項をご参照ください。

(注) 4、8の全文削除

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「465,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき465,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1 売出価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
売出価格の決定に当たりましては、仮条件(430,000円から465,000円)に基づいて、国内外機関投資家等を中心に、国内市場249,201株、海外市場94,524株を目的にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと
申告された需要と価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと
申告された需要件数が多かったこと
以上が、特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、売出価格につきましては、売出株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株式の市場評価、相場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、465,000円と決定されました。
- 2 申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 元引受契約の内容
引受手数料は1株につき11,625円とします。
- | | | |
|------------|---------------------|---------|
| 各証券会社の引受株数 | 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 47,946株 |
| | 日興シティグループ証券株式会社 | 47,946株 |
| | 野村證券株式会社 | 47,946株 |
| | ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 | 14,877株 |
| | UFJつばさ証券株式会社 | 12,036株 |
| | 新光証券株式会社 | 12,036株 |
| | 三菱証券株式会社 | 12,036株 |
| | みずほ証券株式会社 | 10,466株 |
| | SMBCフレンド証券株式会社 | 6,330株 |
| | 東海東京証券株式会社 | 5,383株 |

<u>岡三証券株式会社</u>	4,486株
<u>丸三証券株式会社</u>	2,441株
<u>いちよし証券株式会社</u>	1,994株
<u>コスモ証券株式会社</u>	1,994株
<u>藍澤證券株式会社</u>	1,994株
<u>モルガン・スタンレー証券会社東京支店</u>	1,994株
<u>水戸証券株式会社</u>	1,495株
<u>立花証券株式会社</u>	1,495株
<u>メリルリンチ日本証券株式会社</u>	1,495株
<u>ワールド日栄フロンティア証券株式会社</u>	1,495株
<u>松井証券株式会社</u>	1,047株
<u>UBS証券会社</u>	1,047株
<u>高木証券株式会社</u>	1,047株
<u>極東証券株式会社</u>	1,047株
<u>エース証券株式会社</u>	648株
<u>リテラ・クリア証券株式会社</u>	648株
<u>中央証券株式会社</u>	648株
<u>そしあず証券株式会社</u>	648株
<u>ライブドア証券株式会社</u>	648株
<u>日の出証券株式会社</u>	648株
<u>イー・トレード証券株式会社</u>	648株
<u>丸八証券株式会社</u>	648株
<u>クレディスイスファーストポストン証券会社東京支店</u>	648株
<u>内藤証券株式会社</u>	648株
<u>J.P.モルガン証券会社東京支店</u>	648株

引受人が全株買取引受を行います。

- 4 当社及び売出人たる石油公団は、引受人と平成16年11月8日に元引受契約を締結いたしました。
- 7 販売に当たっては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を助案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、売出価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を助案した上で決定する方針であります。
需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を助案して決定する方針であります。
- 8 引受人は、当社の従業員持株会に対して、国内売出株数249,201株のうち240株を販売いたします。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 グローバル・オファリングについて

売出人により、国内外合計で343,725株のグローバル・オファリングが行われます。このうち日本国内において249,201株を目途とした引受人の買取引受による国内売出しを行い、欧州及び米国を中心とする海外市場において94,524株を目途とした海外幹事引受会社による総額個別買取引受による海外売出しが行われます。なお、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売のみとなっております。

海外売出しに際し、海外投資家向けにその様式及び内容が本書と異なる英文目論見書を作成し使用する予定です。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

9 ジャパン石油開発の統合について

(5) 訴訟関係の状況

ジャパン石油開発は上記の民事再生手続を進める中で、同社旧株主より平成16年2月23日に東京地方裁判所に提起された(イ)ジャパン石油開発の平成16年1月8日開催の臨時株主総会における石油公団を割当先とする新株発行承認決議に対する決議取消の訴え及び(ロ)当該新株発行に対する新株発行無効の訴えを含むいくつかの訴訟を、一部の旧株主及び債権者より提起されましたが、これらの訴訟は、既に裁判所による棄却又は却下の判決等により原告の主張が認められない形で決着しており、現在上記手続に関して係属している訴訟案件は有りません。